**年金請求にかかる注意事項及び記入方法**

　昭和30年４月２日生まれから昭和32年４月１日生まれの方については、62歳から特別支給

の老齢厚生年金の受給権が発生します。62歳のお誕生日が過ぎましたら、添付の返信用封筒にて千葉支部にご提出ください。（なお、この請求書で、平成27年10月前の公務員期間にかかる職域年金相当部分の額（経過的職域加算額）も併せて請求できます。）

　『実施機関』について

・公務員として公立学校にお勤めの期間⇒実施機関は公立学校共済組合（地方公務員共済組合）

　《注意！》公立学校にお勤めの期間でも、講師や再任用の期間は厚生年金加入の場合があります。

・私立学校にお勤めの期間⇒実施機関は日本私立学校振興・共済事業団（私立学校教職員共済）

・民間の会社等にお勤めの期間⇒実施機関は日本年金機構（厚生年金保険）

◎以下のチャートに従い、あなたが該当するパターンをご確認いただき、請求書のうち、それぞれ記

入が必要なページにご記入ください。(被用者年金制度(※国民年金は入りません)の加入期間が20年以上ある方は、**Q1**から始めてください。それ以外の方は、**パターン①**になります。)

**パターン①**（添付書類は2㌻の表の、パターン①とその他の必要書類を参照）

**請求書の１、３、４（必要に応じて）、６、8、18、20㌻と、今回年金を請求する実施機関に応じて、12、14、16、22、24㌻にご記入ください。**

**Ｑ１**

あなたと生計を同じくする配偶者や子がいますか。

　**いいえ**

　**はい**

**Ｑ２**

あなたが65歳に到達したとき、以下のいずれかに該当する配偶者または子がいますか。

　・65歳未満の配偶者

　・18歳未満の子または18歳に到達した年の３月31日までの間の子

　・20歳未満で、障害等級１級または２級に該当する子

　**いいえ**

　**はい**

**Ｑ4**

おおむね５年以内に850万円（所得655.5万円）未満になる見込みがありますか。

**Ｑ3**

配偶者または子の年収は850万円未満ですか。

　**いいえ**

　**はい**

　**はい**

**パターン②**（添付書類は2㌻の表の、パターン②とその他の必要書類を参照）

**請求書の1、３、４（必要に応じて）、６、８、10、18、20㌻と、今回年金を請求する実施機関に応じて、12、16、22、24㌻にご記入ください。**

◎添付していただく書類について

|  |  |
| --- | --- |
| **パターン①** | ・戸籍抄本または住民票 |
| **パターン②** | ・戸籍謄本・世帯全体の住民票・以下のa、b、cのうちいずれか１つA配偶者の所得証明書または非課税証明書b被扶養者証の写しc学生証の写しまたは在学証明書(義務教育終了前の子の場合は添付不要)・配偶者の年金手帳または基礎年金番号が確認できるものの写し |
| **パターン①②共通で必要な書類** | ・通帳またはキャッシュカードの写し　※金融機関の証明印を受けた場合は不要・マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードの写し※上覧の「住民票」にマイナンバーの記載がある場合、または所得控除を希望せず扶養親族等申告書を未記入で提出される場合は不要・請求者または配偶者が他に年金の受給権をお持ちの場合、年金証書の写し・雇用保険被保険者証の写し※過去７年以内に雇用保険に加入していた場合、最新のものの写しを添付してください。 |

**（注意！）添付書類は、発行日が62歳の誕生日以後で、請求日から６ヶ月以内の日付の**

**ものを添付してください。「写し」と記載のあるもの以外は原本を提出してください。**

◎請求書のうち、ご記入いただくページごとの注意点をまとめましたので以下の点にご注意のうえ、

必要事項を記入し、切り離さずに提出してください。

　・請求書でご記入いただくところは、太線で囲まれた　　　　　　　　の部分です。

・請求書の２ページ以降は、ページを開いた右側がご記入いただくページで、左側ページは

右側ページをご記入いただく際の説明になっています。

・すでに印字されている部分（住所、氏名、年金の加入状況など）については、印字の内容に誤り

がないかご確認ください。誤りがある場合は、該当箇所に二重線を引いて、余白に正しい内容を

ご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求書該当㌻ | ～記入上の注意～ |
| １ページ | ・太枠内に、住所のフリガナ、署名、電話番号をご記入ください。・印字されている内容に誤りがないかご確認ください。・年金をお受け取りになる受取口座の情報を記入し、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できる通帳またはキャッシュカードのコピーを添付していただくか、証明欄に金融機関またはゆうちょ銀行の窓口で証明（確認印）を受けてください。 |
| ３ページ | ・（１）の太枠内で、あなたが加入されたことのある年金制度の記号を○で囲んでください。・（２）の太枠内に印字されている、あなたの年金記録を確認してください。（年金記録が多い場合は、裏面にも印字されていますので、ご確認ください。）**特別支給の老齢厚生年金を受給するには、原則25年以上（平成29年8月1日以後は、10年以上）、公的年金制度（※）に加入していることが必要です。**（※）請求書５㌻　表１参照 |

|  |  |
| --- | --- |
| 請求書該当㌻ | ～記入上の注意～ |
| ４ページ | ・請求書３㌻に印字されている期間以外に、厚生年金保険や私立学校教職員共済などに加入した期間がある場合は、太枠内に分かる範囲でご記入いただき、該当の年金制度を○で囲んでください。（請求書４㌻の下欄の記入例をご覧ください。）・（至）年月日には、**退職日等の翌日**をご記入ください。 |
| ６ページ | ・今回請求される老齢厚生年金以外に障害年金や遺族年金等の権利をお持ちかどうかについて（１）の該当する番号を○で囲んでください。≪注意!!≫年金を受給していなくても、決定されているとき（支給停止の場合）は「１．受けている」になります。・フルタイム再任用者は雇用保険に加入するため、（２）以下にご記入ください。・62歳から65歳までの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けているかどうかについて、（３）のはいまたはいいえを○で囲んでください。※受けている場合、老齢厚生年金の支給が停止されます。 |
| ８ページ | ◎配偶者または子がいる場合にご記入ください。・配偶者が、請求書７㌻表１の公的年金制度の年金を受ける権利をお持ちの場合は、その年金証書の写しを添付してください。・請求者が65歳に到達する時点で、**18歳になる年の年度末に到達する前の子**、または**障害状態にある20歳未満の子**がいる場合は、（２）にご記入ください。（障害状態にある20歳未満の子については、おって診断書のご提出をお願いする場合があります。） |
| 10ページ | ◎加給年金を請求する場合加給年金は、**請求者が20年以上厚生年金保険に加入**していて、請求者が65歳に到達したときに、生計同一である　**①65歳未満の配偶者、②18歳になる年の年度末に到達する前の子、③障害状態にある20歳未満の子**がいる場合に支給されます。**※配偶者が障害給付または加入期間20年以上の老齢給付の受給権がある場合は、加給年金の支給が停止されます。（全額停止の場合を除く）**・上記に該当する配偶者または子と、年金の請求者が生計同一の場合は、署名欄に請求者の方の署名をし、一番下の太枠内に提出日をご記入ください。・請求者と配偶者または子が、同一世帯でないが生計同一の場合は、署名欄の下の証明欄に第三者（三親等内の親族は不可。）の証明を受けてください。・（１）で、配偶者または子の収入についてご記入いただき、2㌻の「◎添付していただく書類について」の表中、**パターン②**の書類を添付してください。・（２）で、今後おおむね５年以内に年収が850万円未満になると見込まれる方は「はい」を○で囲み、確認書類を添付してください。（５年以内に定年退職される場合は就業規則の写し等）◎加給年金の対象者に該当するが請求しない場合(上記※の場合を含む)請求書10㌻の余白に「加給年金は請求しません。」とご記入の上、署名押印をしてください。 |
| ◆機　構　独　自　項　目（該当する場合のみご記入ください。請求書**12㌻から16㌻**）（公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の組合員期間のみをお持ちの方は、記入する必要はありません。） |
| 12ページ |

|  |
| --- |
| 民間の会社にお勤めの期間があり、日本年金機構の厚生年金の加入期間をお持ちの方のみご記入ください。 |

・年金を請求される方が、請求書１㌻に印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳をお持ちの場合は、ご記入ください。配偶者についても、基礎年金番号以外の記号番号の年金手帳をお持ちの場合は、その記号番号をご記入ください。 |
| 14ページ | ・老齢基礎年金の振替加算に関するページです。請求書13㌻の説明に該当する配偶者がいる場合は、ご記入ください。 |
| 16ページ | ※５㌻、６㌻の「◎扶養親族等申告書の記入要領◎」参照 |
| ◆公務員共済独自項目（必ずご確認ください。請求書**18㌻、20㌻**） |
| 18ページ | ・退職一時金に係る返還見込額に、金額が印字されている場合は、その下の太枠内のご希望の返還方法の番号を〇で囲んでください。**《注意！》**　２の「1年以内に現金で返還する」を選択された場合は、金融機関で払込手続をしていただく必要があり、送金手数料をご自身で負担していただくことになります。１の返還方法を選択された場合は払込手続の必要はなく、送金手数料もかかりませんので、１の返還方法をお奨めいたします。・太枠内の署名欄にご署名ください。・「給付制限事項に係る項目」については、該当する項目があれば、〇で囲んでください。 |
| 20ページ | ※５㌻、６㌻の「◎扶養親族等申告書の記入要領◎」参照 |
| ◆私学共済独自項目（該当する方のみご記入ください。請求書**22㌻、24㌻**） |
| 22ページ |

|  |
| --- |
| 私立の学校にお勤めの期間があり、私立学校教職員共済の組合員期間をお持ちの方のみご記入ください。 |

・退職一時金返還見込額に、金額が印字されている場合は、その下の太枠内のご希望の返還方法の番号を〇で囲んでください。・請求書3㌻に印字されていない私学共済の加入期間、国会議員・地方議会議員の就任期間、海外の年金制度の加入期間について、それぞれ該当する場合は、ご記入ください。 |
| 24ページ | ※５㌻、６㌻の「◎扶養親族等申告書の記入要領◎」参照 |
| ◎扶養親族等申告書の記入要領◎ |
| 請求書16ページ（日本年金機構の年金を請求される場合）20ページ（公務員共済の年金を請求される場合）※必ずご記入ください。24ページ（私学共済の年金を請求される場合） |

|  |
| --- |
| 年金から税金を控除するには、年金を支給している実施機関ごとに『扶養親族等申告書』を提出する必要があります。公務員共済組合から年金が支給される場合は請求書20㌻、日本年金機構から年金が支給される場合は請求書16㌻、日本私立学校振興・共済事業団から年金が支給される場合は請求書24㌻にご記入ください。※上記の全ての実施機関から年金が支給される場合は、すべてのページの記入が必要です。**既に年金が決定されている場合は記入しないでください。** |

・扶養親族等申告書は、扶養親族等がいない場合も、ご本人の基礎的控除を受けるためにご提出いただく必要があります。ただし、年金からの所得控除を希望されない場合は、ご提出に当たり扶養親族等申告書のページに記入、押印をする必要はありません。この場合、支給額の7.6575％を所得税額として源泉徴収します。年金からの所得控除を希望される方は、該当する実施機関の扶養親族等申告書のページの太枠内に必要事項をご記入の上、必ず押印してください。・「対象年（提出年）」には、**「平成29年」**と記入し、押印してください。・氏名、住所等、印字されている内容についてご確認いただき、誤っている場合は、該当箇所に二重線を引いて余白に正しい内容をご記入ください。・控除対象配偶者、控除対象扶養親族、扶養親族については、漢字氏名とフリガナ等の必要事項をご記入ください。※控除対象者等の詳細については請求書の、それぞれの扶養親族等申告書の前のページの説明をご覧ください。・請求書20㌻の年金の支払者（申告先）欄は、「公立学校共済組合」のところに☑を入れてください。・**「普通障害」**と**「特別障害」**について　身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方、知的障害者で重度と判定された方、引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を要する方は、**「特別障害」**に該当し、それ以外の程度の障害をお持ちの方は**「普通障害」**になります。・扶養親族のうち、外国に居住している方がいる場合、他にもご提出いただく書類があります。それぞれの扶養親族等申告書の説明ページに注意事項がありますので、該当する方は、必要書類等をご確認ください。 |
| （続き）請求書16ページ20ページ24ページ | **・「所得の種類・金額」の記入方法について**

|  |  |
| --- | --- |
| 所得の種類 | 所得金額の計算方法 |
| 雑所得 | 1. 公的年金等の場合　収入金額－公的年金等控除額

※公的年金等控除額　６５歳未満…７０万円、６５歳以上…１２０万円（例）年金の年間収入額が８０万円の場合の所得金額　　　　　　　　　　　６５歳未満…１０万円、６５歳以上…０円1. 公的年金等以外の場合　総収入金額－必要経費
 |
| 給与所得 | 収入金額－給与所得控除額（６５万円）（例）給与の年間収入額が８０万円の場合の所得金額…１５万円 |
| 配当所得 | 配当所得にかかる収入金額－株式等の取得に要した借入金の利子 |
| 不動産所得 | 不動産所得にかかる収入金額－必要経費 |
| 事業所得 | 事業所得にかかる収入金額－必要経費 |
| 退職所得 | （退職所得にかかる収入金額－退職所得控除額）×１／２※特定役員等の勤続年数が５年以下である者が支払を受けた場合は特定役員等の退職所得にかかる収入金額－退職所得控除額 |

***※　所得税の金額に精算が生じる方は、確定申告が必要になります。*** |

**◎個人情報の利用目的について**

　　　提出していただいた書類に記載の事項は、地方公務員等共済組合法等に基づく年金の決定

または改定等の処理を行うために利用します。そのうち住所・氏名などについては次の目的

で利用することがあります。

○当組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内

○「公立学校共済組合友の会」の会報紙「友の会だより」などの送付（※）

※「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。

　当共済組合は「友の会だより」などの送付のため、住所・氏名などを「公立学校共済組合

　友の会」に提供しています。

**◎個人番号（マイナンバー）の取得及び利用について**

　請求書の中の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」でご報告いただいた個人番号

（マイナンバー）については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律（平成２５年法律第２７号）に基づき適正に取り扱うものとし、源泉徴収

事務等に利用します。